家計急変による給付奨学金緊急採用について

新型コロナウイルス感染症の影響など、予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば支援対象とします。（日本学生支援機構給付型奨学金申請資格要件を満たす者）

①申込資格　家計を急変させる事由が生じた者のうち、④の要件を満たす者
②申込時期　随時（事由発生日から３ヶ月以内）
③支給始期　随時（事由発生日から４ヶ月目以降）

④対象者の要件　※事由に該当し、証明書類を提出できる場合、申込み可能。
A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡
（証明書類：戸籍謄本（抄本）又は住民票（死亡日記載））
B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
（証明書類：医師による診断書及び病気休職中であることの証明書）
C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）
（証明書類：雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証）
D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合で、次のいずれかに該当
① 上記A~C のいずれかに該当
② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生（証明書類：罹災証明書及び事情書（所定様式））
③新型コロナウイルス感染症影響による収入減者に対する国等の公的支援を受けた者
（証明書類：国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書）

参照 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

希望者は各地区の担当窓口へお問い合わせください。

【荒牧地区】
共同教育学部/社会情報学部（全学年）、医学部/理工学部（１年）
担当：学生支援課学生生活係　℡027-220-7141
【昭和地区】
医学部（２年以上）
担当：学務課 学事・学生支援係　℡027-220-7792
【桐生地区】
理工学部（２年以上）
担当：理工学部学生支援係　℡0277-30-1042